

◎新潟県告示第588号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成28年5月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
中央卸市場周辺流通団地	新潟市江南区丸山ノ内善之丞組字 浦郷の一部 新潟市江南区茗荷谷字西囲の一部	平成28年4月21日